解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

沖縄県中頭郡北中城村字島袋六〇一番地四

オキエースビル一階

キャッスルハウジング株式会社

代表清算人　山内　幸徳

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

東京都新宿区南町三三番地二インペリアル

医療法人社団朗清会

清算人　和田　恵

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十八年二月二十五日愛知県知事の命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪

諸輪中部土地改良区

清算人　大場　民男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年六月五日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

佐賀県唐津市相知町町切四九二番地

町切生産森林組合

清算人　岩上　繁光

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年八月十九日に渋谷区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

東京都千代田区神田東松下町三三番地ＣＯＭＳ　ＨＯＵＳＥ二階

ジークレフ駒場マンション建替組合

代表清算人　佐藤　敏彦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年八月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

熊本県八代市郡築十番町四一番地

農事組合法人郡築温室組合

清算人　宮原　和洋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月十七日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十八年八月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

東京都渋谷区代々木一丁目二四番一号

医療法人社団朝陽会

清算人　村上　重俊

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年八月十七日付二八都市整再三一五号市街地再開発組合の解散認可により、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

東京都中央区月島一丁目二六番四号

月島一丁目3、4、5番地区市街地再開

発組合

代表清算人　谷内　敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月六日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

大阪府八尾市大字都塚二四七

宗教法人浄願寺

清算人　坂田　厚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北九条東九丁目一番、最後の住所札幌市東区北九条東九丁目一番一一―一五〇二号　被相続人　亡　佐賀　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目　レジディア大通公園二階　中山・青木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青木　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西六条南四〇丁目一番、最後の住所北海道帯広市西六条南四〇丁目一番一五号　被相続人　亡　今井　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

事務所北海道中川郡本別町南一丁目二番地三九　二階　本別ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　紘生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国分寺市南町二丁目二八七番地、最後の住所茨城県土浦市宍塚一二五八番地二　被相続人　亡　阿曾　直文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

事務所茨城県つくば市二の宮三―八―三ヒガシビル二〇二つくばパーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　賢介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県小美玉市西郷地九二八番地、最後の住所茨城県小美玉市西郷地一六六七番地六七　被相続人　亡　森江　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

茨城県水戸市三の丸一丁目一番二五号水戸駅前ビル三〇一

相続財産管理人　弁護士　遠藤　俊弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市新石下一五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野村　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

事務所茨城県常総市水海道山田町一一二〇番地二田内ビル　弁護士法人萩原総合法律事務所常総支所

相続財産管理人　弁護士　佐々木寛継

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字岩沢一〇一〇番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目五八番地五　コジマ第一コーポ二〇二

被相続人　亡　西村　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七の五の二一　プリミエコート岸町ビル六〇一

木村・東谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東谷　良子